

(平成25年2月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

6 件

国民年金関係

6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年6月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月から40年3月まで

私は、昭和39年6月頃に国民年金の加入手続きを行い、年金担当の女性が店舗兼住居に来たことを覚えており、毎月、その女性に国民年金保険料を数百円納付していた。未納期間があるなど考えられないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年6月頃に国民年金の加入手続きを行ったと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号前後の被保険者の記録から、昭和41年度中に払い出されたものと推認され、申立人の主張と相違する。

また、申立人は毎月、店舗兼住居に来た年金担当の女性に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、上記国民年金手帳記号番号の払出しの状況から、申立期間の保険料は遡って納付することとなるが、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、申立期間の保険料を納付した記録は見当たらない。

なお、申立人は、申立期間当時における国民年金法において、老齢年金の受給資格要件を満たすためには、国民年金保険料の納付済期間及び保険料免除期間を合わせ22年(264か月)が必要となるところ、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたと考えられる昭和41年度の当初の昭和41年4月から60歳到達月の前月までの月数は261か月となり、老齢年金の受給資格要件を満たさないことから、40年4月まで遡って保険料を納付したものと推認される。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年5月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月から57年3月まで

私は、記憶は定かではないが、父親の会社を退職後の昭和55年5月頃、母親がA町役場において国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと記憶しているにもかかわらず、申立期間が未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後の昭和55年5月頃、申立人の母親がA町役場において国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立人は申立期間当時婚姻しており、婚姻時の姓に係る申立人の当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、申立人は、昭和57年4月19日に任意加入により国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間に係る資格記録の記載は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人の母親は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時に、婚姻時の姓による現在の基礎年金番号とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の婚姻時の氏名を複数の読み方により検索したが、申立人に対して別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から46年3月まで

私は、A市B地区に居住し、長男を出産した4か月後ぐらいの昭和43年*月頃、役所から来た女性(30~40歳ぐらい)の集金人に、国民年金保険料を強制で納付するようになったと言われ、毎月370円か、380円ぐらいの保険料を集金により納付した。安かったので助かったと思ったことを覚えている。その後4、5か月たった際、保険料が1,000~1,800円と高くなった。領収書は無いが、強制の文字を覚えており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年*月頃、役所から来た集金人に説明を受け、国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立人は、国民年金に加入した当初(昭和43年*月)から国民年金保険料を集金人に現金で納付し、領収書を受け取ったとしているところ、A市は、「B地区において、45年3月までは印紙検認であるので、集金人は領収書を発行しない。」としており、申立人が主張する納付方法と符合しない。

また、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、申立期間の国民年金保険料を納付したとする記録は見当たらない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から61年3月まで

私が大学を卒業した昭和54年4月から、母が婦人会の集金人に私の国民年金保険料を納付していた。母は亡くなってしまったが、実家の隣人が当時のことを記憶しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年4月から、申立人の母親が婦人会の集金人に、申立人の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和63年5月に払い出されていることが確認できる上、前後の被保険者の加入状況から、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、当該加入手続時点では、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

なお、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、備考欄に「S63.6.23 61.62 年度納付済」の記載が確認でき、申立人は、上記加入手続時点において、時効となっていない納付可能な期間の国民年金保険料（申立期間直後の昭和61年4月から63年3月までの期間の保険料）を遡って納付したものと考えられる。

また、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿、国民年金被保険者台帳及び申立人が住所を異動した先のB市の国民年金台帳（資格記録・納付記録、納付記録詳細）のいずれにおいても、申立期間は未納であることが確認でき、これはオンライン記録と一致する。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、C県内で申立人の氏名（婚姻前の姓を含む。）を検索したが、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が挙げた証言者から聴取したが、申立人に係る申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な供述は得られなかった。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から50年3月まで

私が20歳になった昭和47年*月頃に、母親が、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。母親が、「学生だが、私が年金を掛けておくから。」と言ったのを覚えており、申立期間の年金記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和47年*月頃に、申立人の母親が、申立人に係る国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号(*)は昭和50年10月に払い出されており、当該記号番号前後の任意加入被保険者に係る資格取得時期及びA市の国民年金被保険者カードにおける受付年月日の記載から、同年9月頃に申立人に係る国民年金の加入手続きが行われたものと推認されることから、47年*月頃に国民年金の加入手続きを行ったとする申立内容とは符合しない。

また、A市の国民年金被保険者カード及び当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、申立期間に係る資格記録は無いことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人の母親は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時に上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して上記とは別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保

険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から同年7月までの期間及び57年4月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月から同年7月まで
② 昭和57年4月から同年10月まで

私は、会社を退職した昭和55年4月頃に、A市のB支所で国民健康保険及び国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を金融機関で納付し、また、57年4月に会社を退職した際にも、C市役所で国民年金の再加入手続を行い、申立期間②の保険料を金融機関で納付した。

しかし、年金記録を確認すると申立期間①及び②の保険料が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、昭和55年4月頃に国民年金の新規加入手続を行い、申立期間②については、57年4月頃に再加入手続を行い、それぞれの国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号前後の被保険者の加入記録から、平成5年5月頃に払い出されたものと推認され、当該払出時点において、申立期間①及び②は既に時効により保険料を納付することができない期間である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の旧姓を含む氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。